

受配者指定寄付金 Q & A

4 寄付の受入れについて—送金方法について

- Q 4-1** 複数の寄付者から入金があった寄付金を学校法人で取りまとめて事業団に振り込みましたが、寄付金の受領日はいつになるのでしょうか。
- A 4-1** 寄付金の受領日となる日付は、寄付金が事業団に入金された日となります。したがって、複数の寄付者からの寄付金を取りまとめた場合、各寄付者が学校法人へ入金した日が異なっても、学校法人が事業団へ振り込んだ日が受領日となります。
- なお、事業団への入金日が、寄付者である企業等法人の寄付金を支出した日の属する事業年度（決算日）を過ぎると、企業等法人はその年度の損金算入が認められなくなるおそれがありますので、事業団への振り込みにあたっては、企業等法人の決算期を越えないよう注意してください。
- Q 4-2** 通常、寄付金を学校法人が取りまとめて事業団へ振り込む方法をとっていますが、直接寄付者から事業団に振り込む方法を併用することは可能ですか。
- A 4-2** 可能です。事業団への振り込み方法はご都合に合わせて、選択してください。
- ただし、「寄付申込書（様式 1-1）」は必ず学校法人を通じて提出してください。
- ※ 書類の送付については、Q 5-1 を参照してください。
- Q 4-3** 事業団に寄付金を振り込む方法として、学校が取りまとめて振り込む方法と、直接寄付者が振り込む方法とがありますが、違いと注意点を教えてください。
- A 4-3** 学校法人が取りまとめて事業団に振り込む場合、学校法人では現在の募金状況が把握しやすいというメリットがあります。ただし、寄付者が決算期などでお急ぎの場合、注意が必要となります。
- また、寄付者が直接事業団へ振り込む場合、寄付者の都合に合わせて振り込みが可能となりますが、オンライン入金など事業団所定の「振込依頼書」を使用しなかったことにより寄付先学校法人が不明となってしまうたり、学校法人が寄付を把握していないといった事態が起こる場合があります。
- なお、寄付者からの振込の場合、「振込依頼書」は寄付の確約の取れた企業等法人のみにお渡しください。不特定多数へ配付することはご遠慮ください。
- よって、通常は学校法人がとりまとめて振り込む方法とし、決算期など寄付者がお急ぎの場合は、寄付者からの直接入金の方法を採られることをお勧めします。
- ※ 学校法人がとりまとめて振り込む際の一度寄付者より預かった寄付金は、「預り金」となりますのでご注意ください。（「9 会計処理について」を参照してください。）
- Q 4-4** 寄付者から直接事業団へ寄付金を振り込みたいのですが、事務手続き上、事業団所定の「振込依頼書」が使用できません。この場合の手続き等について教えてください。
- A 4-4** A T M やネットバンキング等で事業団所定の「振込依頼書」が使用できない場合、以下の点にご留意のうえ振り込んでください。
- 振込人の欄に事業団指定の「振込依頼書」にある 6 桁の番号を打電してください。この番号は、事業団で寄付先を確認するための学校法人個別番号です。
- 打電できない場合は、寄付者名・学校法人名・送金日・金額を必ず学校法人を通じて事業団へご連絡ください。
- 「寄付申込書」が先に送付されていても、入金時寄付先が不明となっていると、受領書の送付が遅れる原因となります。

受配者指定寄付金 Q & A

4 寄付の受入れについて－送金方法について

Q 4－5 事業団への振込みにあたって振込手数料は生じますか。

A 4－5 事業団から送付される「振込依頼書」を利用して、振込依頼書に記載している銀行の本支店からの振り込みをした場合、振込手数料は発生しません。

事業団の「振込依頼書」を利用せず、振込手数料が生じる場合、恐れ入りますが振込手数料は振込人の負担となりますのでご注意ください。